# 資料6 用語解説

#### あ行

アジェンダ21 平成4年の「環境と開発に関する国連会議」で採択された、21世紀に向けて持続可能な開発を実現するための具体的な行動計画。アジェンダは行動計画の意味。地方公共団体の取り組みを促進するために、「ローカルアジェンダ21」の策定を求めている。

**エコ通勤** 自家用車に頼ってばかりではなく、公共交通機関や自転車、徒歩などにより、環境にやさしい通勤をすること。

**エコポイント** ここでは省エネ住宅エコポイントなど国の制度ではなく、地域の公共交通利用などのエコ活動に対して商店街や地域が支援し、かつ利益を生む仕組み。

**ESCO** Energy Service Company の略。工場やビルの省エネルギーに必要なサービスを包括的に提供する事業。省エネルギー改修に係る費用を光熱水費の削減分で賄うなど、経費はその顧客の省エネルギー効果の一部から受け取る仕組みを特徴とする。

**温室効果ガス** 太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガスのこと。 地球温暖化対策とは端的には、この排出量を削減・抑制すること。 次のガスが削減対象の温室効果ガスと定められている。 ○二酸化炭素(CO₂) ○メタン(CH₄) ○一酸化二窒素(N₂O) ○代替フロン ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)

フロン ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、 六フッ化硫黄(SF。)、三フッ化窒素(NF。)

### か行

**買い物ゲーム** ごみを減らす生活を考えるための子ども向けワークショップ。模擬店での買い物を通して、ごみの減量や出し方などをゲーム形式で学ぶ。

**かえっこバザール** まだ使えるおもちゃを持ち寄って必要な人に譲るおもちゃの交換会。持ってきたおもちゃは「カエルポイント(遊びの通貨)」に交換し、そのポイントで新しいおもちゃを買うシステム。

化学的酸素要求量(COD) 水中の有機物を化学薬品で分解する時に消費される酸素の量で、海域や 湖沼の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

ガスコージェネレーション ガスで発電する際に発生する冷却水や排気ガスなどの熱を、温水 (給湯・暖房)や蒸気(冷暖房・工場の熱源など)として同時に利用するシステム。

カーボンオフセット 個人や企業が活動の中で排出した分の二酸化炭素を、温室効果ガス削減事業 に投資することで相殺する制度。排出権の購入や森林事業への投資などがある。

環境家計算 日常生活の中で環境に関係する行動を記録し、環境への負荷(影響)の度合いを家計の収支計算のように行う帳簿。一般的に、金額の代わりに排出される二酸化炭素の量等がよく使われており、ライフスタイルの見直しを図る上で役立つ。

環境基準 環境基本法第16条に基づいて政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に努めなければならないとされている。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に関する環境基準が定められている。

環境美化里親制度(アダプト・プログラムまいづる) 市民と行政が協働で進める地域環境美化の取組みで、舞鶴市では平成13年から実施している。一定区画の公共の場所を養子にみたて、市民が里親となって養子の美化(清掃)を行い、行政が回収など支援をする。アダプト(adopt)とは英語で「〇〇を養子にする」の意味。

環境保全協定 地方公共団体が、法令による規制に加え、工場との間で協定を締結することにより、 汚染物質の削減等、環境保全を図る公害防止の手法。 環境マネジメントシステム 事業組織が自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するシステムのこと。(1)環境保全に関する目標を定め、(2)これを実行、記録し、(3)その実行状況を点検して、(4)方針などを見直すという一連の手続きによって構成されている。ISO(国際標準化機構)の定めたISO14000シリーズの他、日本国内の規格としてKES、エコアクション21、エコステージなどがある。

間伐 混みあった森林から曲がったり弱ったりしているスギやヒノキなどの針葉樹を抜き切りし、森林の中を明るく保ち、 真っ直ぐ育てるために必要な作業。間伐を行わない森林では樹木の生長がにぶく、根を張ることも難しくなる。森林の中は暗いため下生えも生えないので、水源涵養力、土壌保全能力の低い森林になる。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 世界気象機関(WHO)及び国連環境計画(UNEP)により昭和63年に設立された国連の組織。各国の政府から推薦された科学者の参加のもと、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を広く一般に利用してもらうことを目的としている。

気候変動に関する国際連合枠組条約(気候変動枠組条約) 地球温暖化問題に対する国際的な枠組みを設定した条約。大気中の温室効果ガスの増加が地球を温暖化し、自然の生態系などに悪影響を及ぼすおそれがあることを、人類共通の関心事であると確認し、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在及び将来の気候を保護することを目的とする。気候変動がもたらすさまざまな悪影響を防止するための取り組みの原則、措置等を定めている。2015年に、この条約に基づく第21回締約国会議(COP21)が行われ、全ての締約国の参加による2020年以降の地球温暖化対策の法的枠組みをまとめた「パリ協定」が採択された。

**CASBEE** 建築環境総合性能評価システム。建築物の環境性能で評価し格付けする手法。国土交通省が主導し、(財) 建築環境・省エネルギー機構内に設置された委員会によって開発されたもので、省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面はもとより、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった側面も含めた、建築物の環境性能を総合的に評価するシステムである。

京都議定書 正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」。気候変動枠組条約に基づき、平成9年、京都市で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で議決した議定書であり、平成17年に発効。6種類の温室効果ガスを削減の対象とし、平成20年から24年までの間に、先進国全体の削減率を平成2年比で少なくとも5%削減することを目的として、各国別に数値目標を定め、共同で約束期間内に目標を達成することを掲げている。日本は6%の削減目標のところ、総排出量に森林吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると8.4%の削減となっており、目標を達成している。

京都府地球温暖化対策条例 京都府が京都議定書の目標実現に向け、エネルギーの使用の抑制など 地球温暖化対策を定めた条例で、大規模な事業者には排出量削減計画書及び実績報告書等の提出を 求め、府がその内容を公表している。

京都府レッドリスト選定種 京都府内における絶滅の危機にひんしている野生生物種等を指す。平成32年度における目標(指標)に掲げている「京都府レッドリスト選定種」については、市民や市民団体等が把握できている種数を指標としている。

**クリーンエネルギー車** 石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリンカーやディーゼルカーよりも窒素化合物、二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車。電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ディーゼル代替LPG自動車、燃料電池車がある。

**グリーン購入** 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮し、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

**グリーンツーリズム** 緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ余 暇活動の総称。

**光化学オキシダント** 工場・事業所や自動車から排出される窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)、揮発性有機化合物 (VOC)を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応により二次的に生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。

高断熱住宅 家全体に断熱工事を施し、きわめて高い断熱性を備え、装置に頼らずにできるだけ適度な室温を保つようにした住宅のこと。開口部に気密性の高いサッシなどを使用したり、パネルとパネルの張り合わせ部分のすき間をなくす工夫をして、気密性と断熱性の高い魔法瓶のような住宅にする。

**コミュニティビジネス** 環境保護など、地域や社会の抱える課題について、ビジネスの手法を活用しつつ、地域との信頼関係の中で、多様で柔軟なサービスを、市民が主体となって提供して解決していく、地域性・社会性と、事業性・自立性を伴った事業活動のこと。

## さ行

**再生可能エネルギー** 一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーを指す。

**3R** 「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再生利用)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

**充電インフラ設備** 電気自動車の充電設備。電力網の末端である家庭用電源を利用する家庭用充電設備と、市街地や路面下等に設けられ不特定多数の利用を前提とする公共用充電設備の2種類に大きく分類されるが、ここでは後者における急速充電設備の整備を指す。

循環型社会 地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量 廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージし た言葉として使われるようになった。「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会を、「天然 資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義している。

**省エネ相談** 家庭の省エネ・節電対策についてアドバイスを行う「省エネ・節電相談所」のこと。 京都府地球温暖化防止活動推進員や地域のボランティアが開設し、誰でも簡単に取り組める家庭で の省エネ・節電についてアドバイスしている。

**省エネ法** 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の略称。石油危機を契機として昭和54年に、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定。さらに平成20年5月には、エネルギー消費量が大幅に増加している民生業務部門におけるエネルギーの使用の合理化をより一層推進させるため、エネルギー管理統括者等の創設や指定基準などを改正し、特定事業者へ中長期的にみて平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減の目標を定めることとされている。

生涯学習ボランティアバンク 市民と行政の協働による生涯学習社会の形成を目指すため、自主的 な学習活動を指導する意欲のある個人や団体の情報を市に登録し、市は市民にその情報を提供する システム。平成27年度より、利用対象者を拡大するとともに、より身近に感じてもらうため、発展 的解消をし、新たに「まちの先生」を制度化した。

**蒸散作用** 植物の葉などから水分が水蒸気として放出される現象。

小水力 出力1,000kW以下の比較的小規模な水力を利用した発電設備の総称。

**所内率** たとえば、石炭火力発電所において石炭で電気を発生させる場合、この電気は送電線に乗せるまでに、発電ロスや発電用の機械の電力などのため、発電所のなかで一部を消費してしまう。この、所内で使われる電気量の、発電量全体に対する比率のこと。発電過程で排出される二酸化炭素のうち、所内率分は所在地の排出量としてカウントされる。

**森林ボランティア活動** 樹木の植栽や下刈り、枝打ち、間伐、侵入竹伐など、森林を育てるためのボランティア活動。

水洗化普及率 下水道水洗化について、整備区域内の人口に対して、実際に整備した区域内の人口の割合。

水洗化率 下水道が利用できる人のうち、排水設備工事を行って、実際に下水道を使っている人の割合。

生物化学的酸素要求量(BOD) 水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

**生物多様性** あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

**ゼロエミッション** 異なった業種間協同で地球の限られた資源の使用効率を高め、廃棄物(エミッション)がゼロになることを目指すという考え方。国連大学が提唱。

全窒素・全燐 無機態窒素と有機態窒素の合計量及び無機態燐と有機態燐の合計量。湖沼や内湾などの閉鎖性水域の、富栄養化の指標として用いられている。窒素や燐は、植物の生育に不可欠なものであるが、大量な窒素や燐が内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられている。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっている。

### た行

地球温暖化対策地域協議会 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者が、日常生活に関する温室効果ガス排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するための組織。

地球温暖化防止活動推進員 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、都道府県知事が委嘱し、地球温暖化に関する知識の普及や対策の推進を行うボランティアの市民。

**地産地消** 「地元生産・地元消費」の略。生産地から食卓までの輸送距離が短い生産物を食することにより、輸送に伴って発生するCO2の排出量を減らす効果がある。

低炭素社会 経済発展を妨げることなく地球温暖化を防ぐため、エネルギーを化石燃料から再生可能エネルギーに転換し、温室効果ガスを極力排出しない経済社会像。

**電気使用に係るCO\_2排出係数** 電気の供給1kWh当たり、どれだけの二酸化炭素を排出しているかを示す数値。電力会社ごとに毎年公表される。

特定悪臭物質 悪臭防止法に基づいて指定される「不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうお それのある物質」で、アンモニアなど22物質が指定されている。 都道府県知事が指定した地域では、これらの物質について敷地境界における濃度などが規制される。

特定外来生物 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」によって指定された生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある外来生物。

## な行

- 二酸化硫黄( $SO_2$ ) 石炭や石油などの化石燃料の燃焼に伴い発生する。酸性雨の原因物質であり、汚染大気はせき、ぜんそく、気管支炎等の障害を引き起こす。
- 二酸化窒素( $NO_2$ ) 工場や事業所、自動車などから、一酸化窒素(NO)と酸素の作用、または硝酸鉛、硝酸銅の固体を熱することにより発生する。水に比較的溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫などの原因となる。
- 二次汚染物質 一次汚染物質が他の汚染物質等と化学変化し、あらたに生成された汚染物質。大気中で炭化水素(HC)と窒素酸化物( $NO_X$ )の混合系に紫外線が作用し生成される光化学オキシダントがその例。

**燃料電池** 水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーで、電力を発生させる装置。 クリーンで高い発電効率が得られることから、地球にやさしい発電として期待されている。

# は行

ばい煙 石炭など物の燃焼に伴って発生する煙とすすのこと。特に不完全燃焼によって発生する大気汚染物質のことを指す。

**バイオ燃料** バイオマス(再生可能な生物由来の有機性資源)から作る燃料のこと。代表的なものとしては、薪、木炭、ごみ固形燃料(RDF)、木質ペレット、バイオエタノール、バイオガス、バイオディーゼル燃料(BDF)などがある。理論的には大気中の $CO_2$ を取り込んだ植物から作り、これを燃焼させて $CO_2$ として排出するので、石油や石炭と違い、大気中の $CO_2$ 濃度を増加させない燃料として、地球温暖化対策に有力といわれている。

**バイオディーゼル燃料(BDF)** バイオマスエネルギーのひとつであり、代表的なバイオ燃料。菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油等の生物由来の油や、各種廃食用油(てんぷら油等)から作られる軽油代替燃料(ディーゼルエンジン用燃料)のこと。

**排出量取引制度** 全体の温室効果ガス排出量を抑制するために、あらかじめ国や自治体、企業などの排出主体間で排出する権利を割り振っておき、権利を超過して排出する主体と権利を下回る主体との間でその権利の売買をすることで、全体の排出量をコントロールする仕組み。

**パーク・アンド・ライド** 家用車などで鉄道の駅やバス亭の周辺まで行き、車を駐車させた後、鉄道やバスを利用し目的地に向かうシステムのこと。

**PM2.5** 「微小粒子状物質(PM2.5)」を参照

ビーチコーミング 浜辺で貝殻などさまざまな漂着物を拾い集めて観察しながら散策すること。

**ヒートポンプ式給湯器** ヒートポンプは熱媒体や半導体等を用いて低温部分から高温部分へ熱を移動させる技術。ヒートポンプ式給湯器はこの原理を利用し、空気から熱を作りお湯を沸かす技術。

微小粒子状物質(PM2.5) 大気中に浮遊している2.5  $\mu$ m(1マイクロメートル=千分の1mm)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質(SPM:10  $\mu$ m以下の粒子)よりも小さな粒子。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

**BEMS** Building and Energy Management Systemの略で、ビル管理システムのこと。建物の使用エネルギーや室内環境を把握し、省エネルギーに役立てていくためのシステム。建物の設計段階での環境配慮がCASBEEならば、BEMSは運用面での配慮を目指すものである。各計測値を分析し、各設備を最適に制御することで、必要以上のエネルギーを省くことで維持費用削減ができる。

**ブルーツーリズム** 島や沿海部の漁村において、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、その自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動の総称。

**浮遊粒子状物質(SPM)** 浮遊状物質(PM)のうち粒径が10μm(10マイクロメートル=10万分の1m)以下の粒子をいう。きわめて微小、軽量のため大気中に浮遊しやすく、人間が吸い込むと気道や肺胞に沈着して健康上有害な影響を与える。

**ふるさとボランティア活動** 農山村の水路や農道、水田や畑の維持管理保全活動を行うボランティア活動。

閉鎖性海域 周囲を陸地に囲まれた内湾・内海などの海域。外海との水の交換が行われにくいため 汚染物質が蓄積しやすく、水質の改善や維持が難しい性質を備えている。一般に、閉鎖性海域やそ の沿岸部は、穏やかな自然環境に恵まれ、古くから漁場として利用され、また、産業や交通など空 間的資源としても多方面にわたり利用・開発されてきている。このため、人口が集中し、乱開発が 行われ、自然の浄化機能が低下して環境の悪化を招きやすくなっている。

平成の名水百選 北海道洞爺湖サミットにちなみ、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水及び水環境の中で、特に地域住民などが主体的かつ持続的に水環境の保全活動に取り組んでいるものを、昭和60年に選定された「名水百選(昭和の名水百選)」に加え、新たに環境省が選定したもの。本市からは、「大杉の清水」、「真名井の清水」の2ヶ所が平成20年6月に選ばれた。

#### ま行

**まいづるクリーンキャンペーン** 舞鶴市では平成8年度から、「わたしたちのまちを、わたしたちの手できれいにしよう」を合言葉に、「海の日」を中心に、全市一斉清掃日を設けて清掃活動を実施している。平成9年度には実行委員会が組織され、クリーンキャンペーンを主催するとともに、散乱ごみ防止の啓発活動を展開している。

**舞鶴の川と海を美しくする会** 昭和47年に結成された、市内各地区の川と海を美しくする会や事業所などで構成される団体で、舞鶴の美しい川、青い海を汚染から守るため、毎年6月と10月を 美化強調月間と定め、関係機関と協力して全市的規模で河川や海岸などの清掃を実施し、また美化 啓発活動を展開している。

**舞鶴の守りたい自然** 舞鶴市発行の、舞鶴市の自然環境を紹介した書籍。「自然環境データブック」(平成20年発行)、「自然観察ガイドブック「舞鶴フィールドミュージアム」」(平成27年発行)の2 冊があり、その作成にあたっては、原稿執筆や写真提供など、まいづる環境市民会議をはじめとした多くの市民スタッフが携わった。

舞鶴フィールドミュージアム 「舞鶴の守りたい自然」を参照

マイ・リサイクル店 平成了年度から簡易包装の実施、牛乳パック・トレイの回収やリサイクル製品の販売など、環境に配慮した取り組みを積極的に実施している店を「マイ・リサイクル店」として本市が認定(計24店)。広く市民が利用しやすいようにシンボルマークの店内掲示や広報紙などを通じてマイ・リサイクル店の周知を図っている。

**まちの先生** 様々な知識や経験を持つ市民の方々を「まちの先生」に認定し、学校・地域などで幅広く活躍できるよう支援する制度。

**藻場** 沿岸域の海底でさまざまな海草・海藻が群落を形成している場所を指す。主として種子植物であるアマモなどの海草により形成されるアマモ場と、主として藻類に分類されるホンダワラ、コンブ、ワカメといった海藻により形成されるガラモ場とがある。藻場は魚類等の餌になり、魚類・甲殻類の産卵・生育場所、隠れ場にもなるなど、沿岸域の多様な生物に生息の場を提供している。

## や行

**有害化学物質** 環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称。 具体的には、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等で、人の健康または動植物の生息・生育に被害を 生ずるおそれのある物質として指定されたものが有害化学物質といえる。

**遊休農地** もともとは耕作されていたものの、過去 1 年間以上作付けされていない農地のこと。

**要請限度** 騒音規制法・振動規制法で定める騒音・振動の基準値の一つ。市長が定める指定地域内において、自動車騒音・道路交通振動がこの基準値を超えることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれる場合、市長は公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

# ら行

**リサイクル** 製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。

**リデュース** ごみを出さないこと。企業としては生産工程で出るごみを減らしたり、使い捨ての商品を作らないこと。消費者としては必要のないものを買わない、製品を長く使用するなどのこと。

**リュース** 再使用のこと。一度使用して不要になったものをそのままの形で再び使用すること。

レッドデータブック 絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本。1966年にIUCN(国際自然保護連合)が中心となって作成されたものに始まる。日本でも、環境省により1991年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を作成し、2014年度に最新の改訂版である「レッドデータブック2014」が発刊された。京都府においても2002年に「京都府レッドデータブック」を作成し、2015年には「京都府レッドデータブック2015」を発刊している。